

各 位

株式会社日本エム・ディ・エム  
代表取締役社長 弘中 俊行

### 再発防止策の策定に関するお知らせ

当社は、2025年7月に、当社の従業員（現在は退職）および元従業員が、長野県の佐久市立国保浅間総合病院の医師2名に対し金銭等を提供した疑いがあるとの報道、ならびに2025年11月に、当社による東京大学医学部附属病院への奨学寄附金に関連し、同病院所属の医師と当社従業員（現在は退職）との間に贈収賄行為の疑いがあるとの報道を受け、大原法律事務所および紀尾井町法律事務所の合同チームによる特別委員会を設置し、本件事案に関する調査を進めてまいりました。このたび当社は、同特別委員会より、別紙のとおり調査結果報告書を受領いたしました。当社は当該調査結果を厳粛かつ真摯に受け止め、その内容を踏まえた今後の対応、関係者の処分および再発防止策について、本日開催の取締役会において決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。患者様、お客様、株主・投資家の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたことを、経営として深くお詫び申し上げます。

当社は、本件を当社の信用および企業価値を毀損する重大な問題として厳粛に受け止め、経営の責任において抜本的な改革を断行し、信頼の回復に全力を尽くしてまいります。

### 記

#### 1. 特別委員会の調査結果

特別委員会の調査結果につきましては、添付の「調査報告書【公表版】」をご参照ください。同報告書は、委員各位が独立した立場から自らの調査に基づき協議のうえ取りまとめたものであり、当社はその独立性を最大限尊重し、原則としてその内容を公表いたします。

なお、個人情報保護および関係者のプライバシー保護の観点から、個人名および取引先名等の一部については公表を差し控えております。

#### 2. 今後の対応

当社はこれまで、「患者さんのQOL向上に貢献する」というパーパスのもと事業活動を行ってまいりましたが、本件は、そのパーパスを実現するための行動および意思決定の在り方が十分に機能していなかったこと、ならびに法令および業界ルールの遵守に対する認識および統制が不十分であったことを示すものであり、経営としてその責任を痛感しております。

す。この反省に立ち、当社は、パーパスを起点とした経営への転換を明確にし、企業活動の根幹を、法令遵守および高い倫理性に基づく経営へと再定義することを決定いたしました。当社は、本件を契機として、形式的なコンプライアンスにとどまらず、実質的な誠実性に基づく経営へと転換し、医療機器企業として求められる高い倫理性と透明性を備えた企業へと再生してまいります。そのうえで、特別委員会の調査結果および提言、ならびに社内の再発防止委員会による分析結果を踏まえ、以下の具体的施策を実施いたします。

#### (1) 適用法令遵守体制の強化

コンプライアンスを経営の最重要課題と位置付け、法務・コンプライアンス機能の抜本的強化を実施いたします。専門人材の拡充に加え、営業部門等からの独立性を確保し、牽制機能を実効的に発揮できる体制へと再構築いたします。

また、コンプライアンス委員会によるモニタリング機能を強化し、重大事案については速やかに取締役会へ報告されるガバナンス体制を確立いたします。

#### (2) 組織風土の改革

新たな行動原則を策定し、短期的成果偏重の風土から脱却し、正しい行動を評価する企業文化への転換を図ります。

また、1on1 ミーティング、「My ボイス」(当社独自システム)、社内通報制度、タウンホールミーティング等を通じ、透明性と心理的安全性の高い組織の構築を推進してまいります。

#### (3) 研修の実効性向上

コンプライアンス研修について、単なる知識付与にとどまらず、意思決定能力の強化に資する実践型教育へと転換いたします。経営層を含め全社員に対し、継続的かつ体系的な教育を義務付けます。

#### (4) 評価制度の見直し

評価制度を抜本的に見直し、売上偏重の評価から脱却し、業務プロセスおよびコンプライアンス遵守行動を重視した評価体系へ移行いたします。

既に今期より、行動評価にコンプライアンス指標を導入しております。

#### (5) 各種ルールおよび運用の見直し

契約管理の厳格化、寄附金の当面停止、医療従事者に対する商談接待の原則禁止、経費精算

統制の強化等、実務運用の抜本的見直しを実施しております。

#### (6) 執行役員体制の見直し（ガバナンス強化）

経営の監督機能を一層強化する観点から、監査等委員会設置会社への移行とともに、独立社外取締役を取締役会の議長とするなど、取締役会の運営の在り方を見直します。加えて、再発防止およびガバナンス強化の観点から、組織運営体制の適正化を図るため、執行役員の職責の見直しを実施します。当社は、責任の明確化と再発防止策としての組織体制の見直しを明確に区分したうえで、実効性あるガバナンス体制の構築を進めてまいります。

### 3. 関係者等の処分

当社は、特別委員会の調査結果を踏まえ、取締役会（指名・報酬諮問委員会を含む）およびコンプライアンス委員会において、以下の処分を決定いたしました。

#### (1) 役員への処分

- ・代表取締役社長：月額報酬の30%を6カ月減額
- ・取締役上席執行役員トラウマ事業本部長：月額報酬の30%を3カ月減額
- ・上席執行役員スパイン事業本部長：月額報酬の20%を3カ月減額
- ・執行役員管理本部長（コンプライアンス委員長）：月額報酬の15%を3カ月減額
- ・執行役員ジョイント事業本部長：月額報酬の10%を3カ月減額
- ・執行役員営業戦略本部長：月額報酬の10%を3カ月減額

#### (2) 従業員の処分

関係従業員については、社内規程に基づき厳正に対処しております。なお、調査および処分の過程においては、外部弁護士との関与のもと、公正性および適正手続を確保するとともに、リエンシー制度の趣旨も踏まえた判断を行っております。

### 4. 公正取引協議会への報告

東京大学医学部附属病院への奨学寄附金に関する事案については、現在も司法手続が継続しております。今後の司法判断等を踏まえ、適切に公正取引協議会への対応を行ってまいります。また、同協議会から措置等がなされた場合には、速やかに開示いたします。

以上